

岩手県告示第972号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸大船渡漁港海岸山岸地区海岸

2 指定区域 次の基点1から基点34までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点34と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度00分51秒48105、東経141度43分14秒11100
- 基点2 北緯39度00分51秒58946、東経141度43分13秒91478
- 基点3 北緯39度00分51秒77628、東経141度43分13秒78775
- 基点4 北緯39度00分52秒17920、東経141度43分13秒94052
- 基点5 北緯39度00分52秒18622、東経141度43分14秒11370
- 基点6 北緯39度00分52秒15972、東経141度43分14秒20832
- 基点7 北緯39度00分51秒91494、東経141度43分14秒48901
- 基点8 北緯39度00分51秒85142、東経141度43分14秒49233
- 基点9 北緯39度00分51秒99077、東経141度43分14秒69714
- 基点10 北緯39度00分52秒76195、東経141度43分15秒30006
- 基点11 北緯39度00分52秒28094、東経141度43分16秒64206
- 基点12 北緯39度00分52秒27451、東経141度43分17秒38470
- 基点13 北緯39度00分51秒44293、東経141度43分17秒58966
- 基点14 北緯39度00分51秒23748、東経141度43分17秒89737
- 基点15 北緯39度00分51秒28183、東経141度43分17秒94602
- 基点16 北緯39度00分51秒21002、東経141度43分18秒05353
- 基点17 北緯39度00分51秒23435、東経141度43分18秒15452
- 基点18 北緯39度00分51秒26651、東経141度43分18秒14353
- 基点19 北緯39度00分51秒31761、東経141度43分18秒37883
- 基点20 北緯39度00分51秒35253、東経141度43分18秒37091
- 基点21 北緯39度00分51秒39179、東経141度43分18秒62360
- 基点22 北緯39度00分51秒22812、東経141度43分18秒64878
- 基点23 北緯39度00分51秒03689、東経141度43分18秒60078
- 基点24 北緯39度00分50秒96711、東経141度43分18秒49757
- 基点25 北緯39度00分50秒97954、東経141度43分18秒41055
- 基点26 北緯39度00分50秒87735、東経141度43分18秒24532
- 基点27 北緯39度00分50秒83229、東経141度43分18秒08559
- 基点28 北緯39度00分50秒80804、東経141度43分17秒90899
- 基点29 北緯39度00分50秒86864、東経141度43分17秒74884
- 基点30 北緯39度00分50秒90440、東経141度43分17秒72493
- 基点31 北緯39度00分51秒02525、東経141度43分17秒54395
- 基点32 北緯39度00分51秒14401、東経141度43分17秒28047
- 基点33 北緯39度00分50秒04733、東経141度43分15秒20705
- 基点34 北緯39度00分50秒62163、東経141度43分13秒60484

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。